

市民協働推進だより LINK!

発行：武蔵野市企画政策室市民協働推進課
制作：武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク

2012年
夏号
Vol. 4



6月27日(水)、今年度の市民協働推進事業の先頭を切るものとして、市役所812会議室を会場に『協働いろはのい講座』の第1回目を開催しました。平日夜の開催でしたが、基本計画策定委員、議員、コミセン関係者、市民活動関係者、武蔵野プレイススタッフなど13名のご参加をいただきました。

講座のテーマは、「『武蔵野市市民活動促進基本計画2012～2021』を読む」。同計画は、今後10年間にわたって、武蔵野市の市民活動関連施策や協働の基礎となるものであり、市民との関わりも大きいテーマです。

講師は市民協働推進課の森安東光課長。昨年の東日本大震災で、派遣職員として友好都市である遠野市へ赴いたことが、市民活動や地方自治体職員としての在り方を考え直すきっかけになった話から始まり、基本計画の概要を丁寧に説明いただきました。

その後、基本計画策定委員会副委員長でもあった田中雅文氏を進行役に、参加者からの質問と意見交換を行いました。その一部を紹介します。

○ 行政と団体との間で、協働のルールづくりを一緒に進める場が必要だ。→森安課長：その通りだと考える。職員研修などを通して、協働に関する認識をしっかりと根付かせて、連携と協働に向けた庁内体制をつくりたい。

○ 市民活動と学びの関係はとても大事だと思っている。活動の課題を見つげるためにも、学びが必要だ。基本計画で市民活動と学びは相互に密接な関係にあると認識されているのを知って安心した。各部署の職員が、学びと活動の関係を理解してくれることが重要だ。

協働いろはのい講座

「武蔵野市市民活動促進基本計画 2012～2021を読む」

市民協働
推進事業
第一弾

○ ある自治体で始めたことだが、①1～2年でやるべきこと②3年後に実現しているべきこと③実現が難しいかもしれないがいずれやりたいこと、という3つのレベルで行政側が課題提起をし、市民活動側もそれに応えてアイデアを出していく、という形で協働を模索している事例がある。

熱心な質疑と意見交換が続き、予定を15分超えて終了しました。参加者からも有意義な内容だったという感想が多数ありました。

『協働いろはのい講座』では、今後も市民活動に関係の深い様々なテーマを取り上げ、実践的な情報の提供に努めていきたいと考えています。9月に予定している第2回の講座にも、どうぞご期待ください。



collaboration

武蔵野市
×
武蔵野市NPO・
市民活動ネットワーク

2012年度
市民協働推進事業

それぞれの事業と基本計画で示された施策の対応も見ながら、以下に簡単にその内容を紹介します。

協働

いろはのい講座

各団体の組織運営と、事業実践の能力の向上を支援する観点から、協働や行政に関する知識、協働契約のあり方、他市の市民活動や協働事業の事例などをテーマに入門的な講座を開催し、開かれた学びの機会を提供します。6月、9月、12月の年3回開催予定です。

第1回目は、「『武蔵野市市民活動促進基本計画2012〜2021』を読む」というテーマで行いました（1面記事参照）。今後10年間の武蔵野市の市民活動支援、市民協働推進の方向性を示すものであり、市民活動団体にとっては必読の内容です。

基本計画 「情報提供の充実」

「市民活動に関する学びの機会の提供」

市民活動をはじめたい

きつかけ

人脈づくり懇話会

市民活動の裾野の拡大と活性化を支援するために、市民と市民活動団体が気軽につどい、暖かい雰囲気の中で話し合っただけで交流できるような、カフェ形式のイベントを実施します。

このイベントを通じて、市民活動に関心を持つ市民に参加のきつかけを提供すると同時に、市民や市民活動団体が当面する課題の解決につながるような、相談や団体間交流ができる場の実現にも取り組んでいきます。

同様の相談を行う場としては、昨年度「相談コーナー」を開設しましたが、そちらが単独の団体によるものであったのに対して、今年度は複数の団体によるイニシアティブのもと、もう少し大きな場で、集団的に行う形式を試みたいと思います。

年間を通じての基本テーマは「子ども・子育て」に設定しました。7月28日、10月27日、2013年1月26日（いずれも土曜日）の3回、武蔵野プレイス1階ギャラリーを会場に開催予定です。現在、一緒に企画・運営を行ってくださる団体を募集中です。

基本計画

「市民活動のきつかけづくり」

「多様な活動につながる情報の提供」

「相談体制の充実」

「団体交流の促進」

協働推進のための

市民学習会

市民活動に対する市民の関心を高め、その関心や興味が具体的な活動参加につながるような機会を提供するための学習会です。市民の参加によって、既存の市民活動団体の活動の幅を広げ、多様な活動展開へつながるよう、社会的な課題や活動方法にかかわる情報提供の場となるよう配慮します。年1回、11月の開催を予定しています。

施します。

これらは、2012年3月策定の『武蔵野市市民活動促進基本計画2012〜2021』（以下「基本計画」と略記）の目標である「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」の実現を目指して行われるものです。

2012年度は、武蔵野市市民協働推進課（主催）

と武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク（企画・運営）による市民協働推進事業として、「協働いろはのい講座」「市民活動をはじめたい きつかけ・人脈づくり懇話会」「協働推進のための市民学習会」「市民活動団体協働事業報告会」

「市民協働推進たよりLINK!」の5つの事業を実施します。

「市民協働推進たよりLINK!」の5つの事業を実施

「市民協働推進たよりLINK!」の5つの事業を実施

「市民協働推進たよりLINK!」の5つの事業を実施

「市民協働推進たよりLINK!」の5つの事業を実施

昨年度は、東日本大震災を切り口として、「その時市民はどう動いたか、その後どのような動きが始まったのか、そうした動きは今後どのような流れを形づくるのか」というテーマで4回の学習会を行いました。その中で、特に強く自覚されたのが、『防災を意識した安全なまちづくりに力を発揮する地域コミュニティの重要性』でした。今年度はその成果も踏まえて、地域コミュニティとNPO・市民活動団体との関係をテーマに取り上げていくことを検討しています。

基本計画

- 「情報提供の充実」
- 「市民活動に関する学びの機会の提供」
- 「団体交流の促進」

市民活動団体協働事業報告会

メッセージdeメッセ

2012

既存の市民活動や新しく生まれた市民活動を、より一層活性化させ、自律・自立した成長・発展を支えるために、市民活動団体による協働事業の発表を中心としたイベントとして、2013年2月に開催を予定しています。

武蔵野市では、様々な協働事業が多様な形で展開されていますが、その成果や課題を市民に向けて報告する機会はありません。行政側が補助金交付事業の報告会として開催している場はありませんが、各団体が活動のプロセスについて発表すると同時に、お互いに交流できる機会は限られています。

これから活動を始める市民や、既に活動を始めている市民活動団体の活動の幅を広げるような情報交換・提供・交流の場を提供し、市民間、団体間の交流の促進を図ることを目指します。

基本計画

- 「市民活動のきっかけづくり」
- 「多様な活動につながる情報の提供」
- 「情報提供の充実」
- 「市民活動に関する学びの機会の提供」
- 「団体交流の促進」

市民協働推進だより

LINK!

本紙です。市民活動団体の情報や社会的な課題に関する論評など、活動のテーマにつながる多様な情報を取り上げ、市民活動に関心のある市民や既存の市民活動団体が活動の幅を広げ、多様な展開をしていくための手がかりを提供していきたいと考えています。編集にあたっては、「市民目線での情報発信」にこだわっています。

年3回の刊行を予定しており、第5号は11月1日、第6号は2013年3月1日に発行予定です。

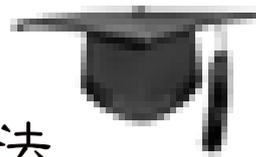
基本計画

- 「多様な活動につながる情報の提供」
- 「情報提供の充実」

事業の年間実施スケジュール

事業名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協働いろはのい講座			6/27 (水)			○			○			
きっかけ・人脈づくり懇話会				7/28 (土)			10/27 (土)			1/26 (土)		
協働推進のための市民学習会								○				
メッセージdeメッセ 2012											○	
市民協働推進だより LINK!				7/1 (日)				11/1 (木)				3/1 (金)

○印の事業はまだ開催日が未定です。また各事業の開催時間や場所など詳細については、市報や市のホームページ (http://www.city.musashino.lg.jp/shiminkatsudo/np0_katsudo/010845.html) 上で随時ご案内をしていきます。



改正 NPO法 紙上講座

1 NPO法改正の要点

■ 亜細亜大学教授
 ■ 特定非営利活動法人 武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク理事長

栗田 充治

19 98年12月に制定された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」）が、昨年6月に全面改正され、今年4月から施行されました。今号から3回にわたって、その詳しい内容を解説して行きます。

そもそも、阪神淡路大震災時の災害ボランティア活動のうねりが弾みとなって生まれたNPO法ですが、今回の改正も東日本大震災でのボランティアやNPO法人の活動が後押しした形となり、市民公益活動の一層の発展のための制度の使い易さと、NPO法人の信頼性を向上させるものとなりました。

まず改正点の第1であり、最大のポイントとなるのが、認証制度（NPO法人としての認証に係る制度）であったNPO法のなかに認定制度（法人への寄付者の税を優遇する措置の対象となるNPO法人の認定に係る制度）が統合され、「認証制度」と「認定制度」の二階建ての法律になったことです。

同時に、認証と認定に係る事務の所轄庁が都道府県及び政令指定都市に一元化されました。「認定」は、これまで租税特別措置法により国税庁長官が行ってきたものですが、地方自治体が所轄庁に一元化されるこ

とで、設立申請書類の補正ができるようになったり、認証期間が2ヶ月より短縮できるようになったりと、より使い易い制度になりました。

また、これに伴って、これまでの17の活動分野に、「観光の振興を図る活動」「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」「都道府県又は指定都市が条例で定める活動」の3つを追加して、20種類としたこと、役員定数などの定款変更が届け出のみで可能になったこと、総会の決議が全員の書面による意思表示に替えることができるようになったことなど、細かな部分でも制度の使い易さが増しました。

第2

2に、その「認定制度」の中に「仮認定」という枠が導入されました。設立後5年以内の法人は財政基盤が弱いことが多いため、1回に限り、スタートアップ支援として、PST (Public Support Top) 基準（寄附金等収入が経常収入の5分の1以上である相対値基準、3千円以上の寄付者が年間100人以上いる絶対値基準の他、条例個別指定基準があります）を免除して仮認定を受けられるようになったのです。（仮認定の有効期間は3年）なお、経過措置として、2015年3月までは設立後5年を超えた法人も仮認定を申請することができます。

認定NPO法人は、税法上のメリットがあるにも関わらず、条件の厳しさからNPO法人全体の0.5%程度に留まってきましたが、この改正によって大幅に増加し、団体の自立化が進むことが期待されます。

改3

正点の第3は、設立後6ヶ月以内に登記を行わない法人に対しては、所轄庁による認証取り消しを可能とし、法人の信頼性向上を図ったことです。また認定法人に対する監督規定が整備されました。

今後認定事務が都道府県などで実施されることから、所轄庁である地方自治体は、報告書の提出要求、立ち入り検査、勧告、命令、認定取り消しといった監督権限を行使できることとなりました。

NPO法人の活動は、情報開示を通じて、市民の活動への参加や評価・監視によりコントロールされるというのが本来の在り方ですが、法令違反などの疑いのあるケースには所轄庁が監督を行うというもので、これも、認定法人の信頼性向上を図る措置です。

改4

正点の第4は理事の代表権に関する変更です。これまでは定款に「理事長はこの法人を代表しその業務を総理する」などの規定があっても、NPO法自体（旧法第16条2項）がこの代表権の制限は「善意の第三者に対抗できない」と定めていたため、理事長以外の理事全員が代表権をもつと認識されても仕方がないと考えられていました。

今回の改正でこの規定が削除され、今後は理事長の代表権を定款で規定している法人の場合、理事長以外の理事は代表権を持たないと主張できることになりました。ただしその場合、今年9月末までに理事長以外の理事の抹消登記手続きを行う必要があります。

最5

後に第5として会計の明確化です。これまでの「収支計算書」という呼び方が「活動計算書」に改められました（当分の間は従来の「収支計算書」を提出できる経過措置もあります）。

一般的には、「収支計算書」は収入と支出の動きに焦点を当てた計算の仕方ですが、「活動計算書」は当期正味財産の増減やその内容に焦点を当てた計算の仕方です。この改正により、NPO法人会計がどう変わるのか、その詳細の解説は次号で行います。



ＮＰＯ法人 武蔵野すこやか

認知症予防活動で、高齢になってもすこやかに住み続けられるまち武蔵野に

代表 星田 正

私たち「ＮＰＯ法人武蔵野すこやか」の活動の前身となったのは、武蔵野市が東京都老人総合研究所（現、東京都健康長寿医療センター研究所）との共催で平成16年度モデル事業、平成17年度学際事業として実施した「認知症予防プログラムの会」（20グループ）でした。

同会は、平成18年度以降自主活動を続けてきましたが、平成20年8月に任意団体「武蔵野すこやか」を発足。平成23年8月にはＮＰＯ法人格を取得し、今日に至っています。現在は会員数100名、16グループが活動中です。

当法人は、高齢化社会における認知症患者の増加に対応し、認知症についての理解促進と知識の普及並びに認知症予防活動の実践と推進を目的として諸事業を展開しており、むさしの認知症予防の会「コグ・マ」さんと協働しています。

認知症予防プログラムは、ウォーキングなどの有酸素運動により、脳に酸素が取り込まれ、前頭前野や海馬の血流が増して認知症の発症を遅らせることや、加齢とともに衰えるエピソード機能や注意分割機能、計画機能をグループによる知的活動で鍛え、認知症予防を計ろうとするものです。

具体的には、パソコン・旅行・運動を中心とする16の小グループ制により活動を行っており、そのほかに全体事業として毎月の会報発行、武蔵野市市民社会福祉協議会助成並びに武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付事業による市民公開講座や、バス研修旅行・郊外散策を実施しています。趣味の会としては、音楽・料理・音読の会及び健康麻雀教室等の楽しみもあり、各種シンポジウムへの参加も行っていきます。

また自主活動として、近隣で活動している団体の「世田谷交流会」や、練馬の「元氣！

ながさきの会」との交流を図っているほか、ＮＰＯ認知症予防サポーターセンターの主催による全国の団体との交流会へも参加、会員の交流と情報の共有を図っています。

現在、武蔵野市における認知症患者数は、3千名を超えており、平成40年には約4千800名に達するとの予測もあります（武蔵野市）。また最近発表されたWHOの予測によれば、2050年には、世界の患者数は1.1億人、特にアジアでの増加が多く、中でも日本が顕著との報告がなされています。老後を安心して暮らしていくためにも、また医療費や介護保険料の低減を図るために、認知症予防の必要性がますます高まっています。皆様のご参加をお待ちしております。

「公開講座」～認知症予防について～

日時：9月10日（月）午後1時半～3時

会場：市役所811会議室 無料

講師：東京都健康長寿医療センター研究所

杉山美香 研究員

（講座終了後「脳の健康度テスト」予定）

「市民対象の地域型認知症予防プログラムの研修」

時期：10月～11月

内容：「旅行」「料理」の2グループ20名

公募による研修予定

（詳細は別途お知らせします）

※講座・プログラムに関するお問い合わせや

参加の希望は、星田（0422-53-5436）

までご連絡下さい。



むさしの 協働 インタビュー

第1回

武蔵野市企画政策室
市民協働推進課

白相恵子さん

武蔵野で協働の現場にたずさわる人は、どんなことを感じ、どんなことを考えているのでしょうか。このページでは、様々な方々へのインタビューを通じて「武蔵野の協働」の実像をさぐって行きます。(取材：栗田 充治、前川 順子)

——まず、市民協働推進課がどんな仕事をしているのか、業務の概要を教えてください。

市民協働推進課内には、「コミュニティ推進係」と「市民相談係」の2つの係があります。その業務は市の組織規則では全部で25あり、多岐にわたっています。これらの業務の内容を大まかに6つにまとめると①広聴・相談、②平和事業、③情報公開・個人情報保護、④コミュニティ・コミセン・NPOの支援、⑤文化施設・文化事業、⑥男女共同参画、に整理することができます。

①の「広聴・相談」は、タウンミーティング関連市政アンケート、市民意識調査、市民生活全般に関わる相談事業などです。市民生活全般の窓口業務と考え

ていただければ良いでしょう。法律相談は年間千百件を超える利用があります。いろいろな相談ことを受け付けますが、必要があれば各部署に取り次ぎます。

②の「平和事業」は、地域団体、平和団体、公募市民からなる「非核都市宣言平和事業実行委員会」が平成20年度に設置され、講演会や写真パネル展などを実施しています。また、毎年5月は憲法月間と位置付けられ、講演会や書道イラスト作品の募集と展示などの記念行事が行われています。

③の「情報公開」は市政情報公開制度の充実を図る業務で、市政資料コーナーの運営も含まれます。また「個人情報保護」は、市が保有する市民個人情報の管理で、本人が見たり、訂正したりする権利などの保護に関わる業務もあります。

④「コミュニティ・コミセン・NPOの支援」は、市民の皆さんにとって市民協働推進課の業務イメージの中心となっている部分です。コミュニティ全般の研究・調査・計画や、コミュニティ市民委員会、コミセンに関すること、『武蔵野市市民活動促進基本計画2012～2021』の策定と実施、特定非営利活動法人補助金交付事業など、NPOの支援、市民協働推進に関する調査・研究及び総合調整と実施が主な業務です。コミセンに関しては、各コミュニティ協議会に施設の管理運営を委託しつつ、そこを使って地域のコミュニティづくりを進めてもらっています。市は市民の活動の側面的な支援を行っています。

⑤の「文化施設」の管理・運営は、現在、財団法人武蔵野文化事業団に委託して行っています。

⑥「男女共同参画」は、昭和60年に婦人行動計画に関わる業務が市民活動課の担当となり、現在は市民協働推進課の業務となっています。平成10年に男女共同参画社会の実現をめざし「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」が開設され、運営協議会に管理・運営を委託して、学習・研修、情報提供、市民交流・活動支援等を実施してきました。平成24年度から、センターの管理・運営は市が行い、一部の事業については運営協議会へ委託しています。

——NPOの支援ということ、市民活動の支援ということは、本来一つながりのものかと思うのですが、武蔵野プレスができて、従来の「市民協働サロン」の役割であった市民活動支援機能がプレスに移されることになりました。市民活動の支援機能については、市民協働推進課としてはどのように考えていますか？

今回の基本計画の名称を、「NPO」から「市民」にしたのは、「多様で広範な担い手による市民活動総体の活性化を目指す」という考え方を反映したためです。市民活動の特徴は多様性にあると捉えて、その多様性を相互に認め合い、尊重し合うことを出発点にしたいという考えです。

市民活動支援の全市的な拠点武蔵野プレイスが開設したため、市役所西棟7階に残された「市民協働サロン」は「市民活動団体等と行政との協働についての支援を行う場」という位置付けに変わりました。「場」というのは、「場所」でもありますが、「機能」という意味でもあります。市民活動全般にわたる支援や、市民活動団体相互や企業などとの連携についてはプレイスで支援を行うこととなります。市民協働推進課とプレイスとの役割分担や連携については、これからさらに明確化していきます。プレイスの管理・運営は武蔵野市生涯学習振興事業団が指定管理者として受託しています。主管は生涯学習スポーツ課ですので、市民協働推進課との連携を進めています。

——「市民協働」ということについて、課としてのどのような取り組みをしていますか？

今回の基本計画では「連携と協働」という言葉を使っています。課としては、各種団体間におけるネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図るという課題がありますが、特に、市の協働推進のための体制を整備する必要があります。また、計画の進捗状況も定期的にチェックしていきます。

これまで『市民協働ハンドブック』研修を職員の中で取り組んできましたが、協働のルール作りや職員研修プログラムの在り方について検討しなければなりません。

せん。また、協働に関する情報提供の在り方、協働事業専門窓口の整備・確立、各種団体とのコミュニケーションを充実させるための庁内体制の在り方なども、基本計画の中で取り組み例として示されています。

私の経験では、協働を進めるには、職員の経験の問題もありますし、本当に頼んでいい相手か、市民団体や担当の方を知らなければなりません。そのためにはある程度の時間が必要です。行政、市民団体側、双方のコミュニケーションが必要だと感じます。

また協働には、行政と市民団体との役割分担が不明確になりがちだという問題もあります。事業開始の時点で役割分担について話し合っても、その通りに担ってもらえなかったり、新たに発生した作業の多くを一方が負担しなければならなかったり、というケースも耳にします。そうした状況に追い込まれると、それだけで消耗してしまつて、相手側と本来のコミュニケーションを図れなくなるというマイナスの側面も出てきます。協働には、お互いに理解し合う努力が求められるのかなという心境です。

——事業に対する評価の仕組みや、期限を決めて事業を行うことなど、協働を行う上でのルールの整備が今後の課題になってくるのかも少し残念ですね。その上で、結局大事なのはお互いが理解し合うとする姿勢ではないか、というお話も同感です。では最後に、市民や市民団体とお付き合いするときに心がけていることを教えてください。

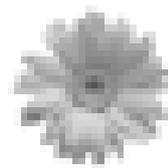
心がけていることは、①相手の話をよく聞くこと、②すぐ断らないこと、③すぐ引き受けられないことです。少し間を置いてよく考えることが大切だと思います。みんなの意見を聞くことでよいアイデアが浮かぶこともありますので、同僚の意見やほかの部署の経験やアドバイスも聞いて判断しています。その上で各課に聞き取りをして、市民が欲しいところに合うようにもつていく努力をします。課の中では日頃から、市民からの相談ごとなどについて話し合っているんですよ。

——長時間、どうも有り難うございました。



市民協働推進課が行う業務の数々。写真上から、武蔵野プレイスでのタウンミーティングの様子、「武蔵野市平和の日」記念式典、市役所の市政資料コーナー。

市民活動をはじめたい きっかけ・人脈づくり懇話会



つながる 子育てカフェ in 武蔵野



2〜3面記事でも取り上げているように、今年度、武蔵野市市民協働推進課と武蔵野市NPO・市民活動ネットワークでは、5種類の市民協働推進事業を実施します。そのうちの1つが、「市民活動をはじめたい きっかけ・人脈づくり懇話会」です。

この事業の根底にあるのは、「市民と市民活動の出会いを生み出したい」「市民活動団体が持っている豊富な知識や経験を、多くの方に活かしてもらいたい」として「人と人がつながることで、様々な問題を解決していただけることを実感してほしい」という思いです。

そこで、市民活動になじみの無い方でも気軽に参加できて、温かい雰囲気の中で人と人、市民と市民活動がつながれるような、カフェ形式のイベントを企画しました。カフェのテーマは「子ども・子育て」。主に小学校入学前のお子さんを子育て中のお母さん、お父

さんを対象に、日頃感じている様々な悩みや疑問、育児の喜びや子育てのヒントなどについて語り合い、相談できるような、オープンなコミュニケーションの場を実現したいと考えています。

当日は、子育ての支援に取り組む市内の様々な団体のほか、市の担当課も参加しますので、子育てについて、総合的なアドバイスや情報を得ることができるようになります。

お茶とお菓子をご用意してお待ちしていますので、どうぞお気軽にご参加ください。もちろん、お子さま連れでの参加も大歓迎です。

日時 7月28日(土) 午後1時〜4時
会場 武蔵野プレイス1階ギャラリー
※参加費無料、申し込み等は不要です。

編集 後記

武蔵野市では、今年度から新たな10年間の市政の方向性を定めた「第五期長期計画」がスタートしました。

その「長期計画」の冒頭に、武蔵野から新しい都市像を創造していくための手がかりとして、3つの「まちづくりの視点」が示されています。それら3つの視点、すなわち「つながりを広げよう」「多様性を力にしよう」「市民の意識を行動に変えよう」は、「市民協働推進だよりLINK!」が掲げる「つなげる・つながる・いいまちになる」という理念とも重なり合うものです。

今年度「市民協働推進だよりLINK!」は、全3回の発行を予定していますが、市民による多様な活動を紹介して行くと共に、その根底に流れる「想い」を共有することで、市民的なつながりを広げる役割を担っていきたいと考えています。また、さらなる紙面の充実を通じて、新たな市民の「行動するエネルギー」を生み出すお手伝いができればと願っています。どうぞご期待下さい。

市民協働推進だより LINK!

2012年 夏号

vol.4

2012年
7月1日発行

次号発行予定: 2012年11月1日

発行:
武蔵野市企画政策室
市民協働推進課
〒180-8777
東京都武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市役所西棟7階
Tel 0422-60-1830
Fax 0422-51-2000
sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp
http://www.city.musashinolg.jp/

編集・制作:
特定非営利活動法人
武蔵野市NPO・市民活動
ネットワーク
〒180-0022
東京都武蔵野市境5-24-10
亜細亜大学1号館
栗田研究室内
Fax 03-6730-1556
k-salon@mail.goo.ne.jp

制作スタッフ:
栗田 充治
小野塚 洋子
堀内 直子
前川 順子
桜井 夏来

「市民協働推進だより」は、武蔵野市とNPO法人武蔵野市NPO・市民活動ネットワークによる協働で制作しています